

～ハイリスク施設や保育所・幼稚園・小学校等で感染者が発生した場合～

令和4年3月18日時点

事業所の種別	医療機関	高齢者施設 障がい児者施設	学校 児童関連施設
--------	------	------------------	--------------

濃厚接触者の判断

陽性者の感染可能期間中（※1）に

- 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護若しくは介護していた者（例：医療従事者・介護職など）
- 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者（例：医療従事者・介護職など）
- 車内等で長時間（1時間以上）の接触があった者
- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクなしで15分以上話しをした者

のいずれかを満たす方は濃厚接触となります。

※1：感染可能期間とは陽性者が有症状の場合、発症2日前から。無症状の場合、検体採取日の2日前から。

濃厚接触者と判断をする者

当該施設が接触状況を確認の上、判断

保健所の調査の上、特定

当該施設が接触状況を確認の上、判断

濃厚接触者と判断した方への指導

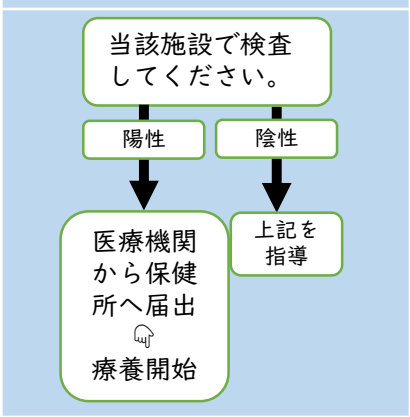
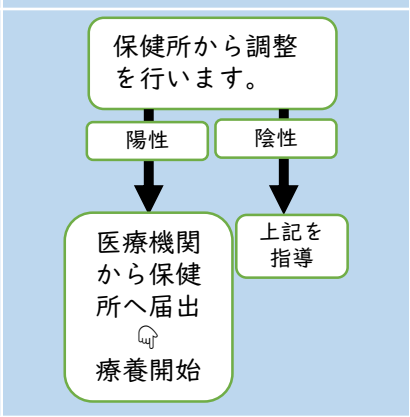
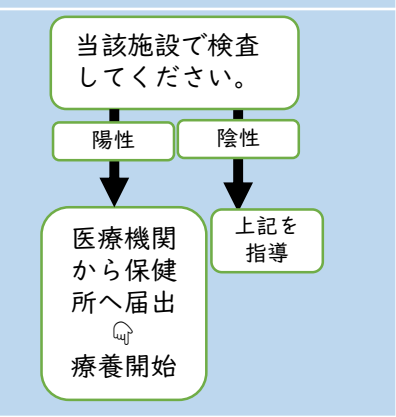
【健康観察】

- 陽性者と最後に接触した日から7日間までお願いします。
- 健康観察を行い、症状が出たり、悪化した場合には医療機関を受診してください。
- 施設での健康状態の把握をお願いします。高齢者施設、障がい児者施設は健康観察実施状況を保健所へ適宜報告してください。

【外出自粛】

- 陽性者と最後に接触した日から7日間経過するまで不要不急の外出自粛をお願いします。
- リーフレット「濃厚接触者の方へ」をご活用ください。

濃厚接触者の検査調整



濃厚接触者が検査を実施することで出勤可能となる対応

濃厚接触者の職員に対して緊急的な対応として、ワクチンを追加接種済みである等の要件を満たす限りにおいて、業務に従事することが可能である（不要不急の外出に当たらない）。

【要件】

- 他の職員による代替が困難な職員であること。
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と判断された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い、陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該職員の業務を、施設長、園長及び校長等（以下「施設長等」という。）の管理者が了解していること。

詳細は国通知「濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等の従事者、保育所、幼稚園、小学校等の職員にそれぞれ通知あり）

自宅待機短縮

4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目に待機解除が可能です。詳しくは府ホームページ「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について」を参照ください。